

## とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業費補助金交付要領

平成 30(2018)年 4 月 20 日 環境森林部長通知

(趣旨)

第 1 条 県の交付するとちぎの元気な森づくり未来の森整備事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）、補助金等の名称等の告示（昭和 47 年栃木県告示第 354 号）及びとちぎの元気な森づくり未来の森整備事業実施要領（平成 30 年 4 月 20 日付け林木産第 85 号環境森林部長通知。以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の申請)

第 2 条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第 4 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第 1	1	別に定める書類	別に定める様式	1	別に定める日	所管の環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

(交付の条件)

第 3 条 規則第 6 条の 2 の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内（造林補助事業の特定森林再生事業を実施する箇所にあつては、事業の実施後おおむね 10 年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林及び森林作業道以外の用途に転用（補助事業の施工地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 補助金の交付を受けた造林施行地は、十分な保育管理を行い、火災、虫害、その他の被害を被ったときには直ちに知事に報告すること。

- (4) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (5) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号）の別紙17の第4の9の（3）のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 事業主体は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税法の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があることが確定した場合には、別記様式によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。  
ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税等相当額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。
- (7) 補助金の交付を受けた造林地は、投資の保全を図るため10年間森林保険に加入するよう努めること。
- (8) 補助事業を工事請負契約により実施する場合にあつては、栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）を準用すること。
- (9) 補助事業経費の使用簿については、簿冊を調製し、証ひょう書類を徴しておくこと。
- (10) 知事が必要と認めて事業実施計画の変更若しくは設計の変更を命じ、又は事業実施について必要な事項を指示したときは、これに従うこと。
- (11) 補助金の交付を受け、開設した森林作業道は、十分な管理を行い、降雨等による被害を被ったときには直ちに知事に報告すること。
- (12) 知事は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。

(交付金の請求)

第4 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限	提出機関
とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	交付決定通知の写し	1	交付決定通知受理後 20日以内	所管の環境森林事務所又は 矢板森林管理事務所

附 則

- 1 この要領は、平成30年度事業から適用する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業獣害対策交付金交付要領は、平成29年度事業をもって廃止する。

附 則 (令和元年7月1日 林木産第314号 一部改正)

この要領は、令和元年度事業から適用する。